より市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この号において「地方消費税交付金」という。）の増収額（以下次号において「地方消費税交付金増収額」という。）及び法人事業税交付金の収入額の合算額

算式

A×B×C×1／2－D＋E×F×G×H

算式の符号

A　当該年度の地方消費税の収入見込額

B　二十二分の十二

C　当該年度の前々年度の地方消費税の決算額の総額に対する当該市町村の当該年度の前々年度の地方消費税交付金の決算額の割合

D　地方消費税交付金の収入額のうち社会保障関係分に活用する額として総務大臣が調査した額

E　当該年度の法人事業税の収入見込額

F　百分の七．七

G　当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合

H　各市町村の従業者数で按分する率

二　当該年度に普通交付税の交付を受ける地方公共団体　次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　都道府県　(1)又は(2)に掲げる額

(1)　当該年度の普通交付税の額が前号イに定める額に百分の七十五を乗じて得た額から地方消費税増収額に百分の二十五を乗じて得た額を控除した額（以下この号において「都道府県普通交付税補てん額」という。）に満たない都道府県　前号イに定める額から当該年度の普通交付税の額を控除した額

(2)　当該年度の普通交付税の額が都道府県普通交付税補てん額以上である都道府県　前号イに定める額と地方消費税増収額との合算額に百分の二十五を乗じて得た額

ロ　市町村　(1)又は(2)に掲げる額

(1)　当該年度の普通交付税の額が前号ロに定める額に百分の七十五を乗じて得た額から地方消費税交付金増収額に百分の二十五を乗じて得た額を控除した額（以下この号において「市町村普通交付税補てん額」という。）に満たない市町村　前号ロに定める額から当該年度の普通交付税の額を控除した額

(2)　当該年度の普通交付税の額が市町村普通交付税補てん額以上である市町村　前号ロに定める額と地方消費税交付金増収額との合算額に百分の二十五を乗じて得た額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年十月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日から令和二年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額」とあるのは「乗じて得た額」と、「四」とあるのは「三．二分の一．八」と、「A×B×C＋D×E×F」とあるのは「A×B×C」と、「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」と、「六分の六．三」とあるのは「九．七分の二．六」と、「A×B×C×1／2－D＋E×F×G×H」とあるのは「A×B×C×1／2－D」とする。

2　令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「四」とあるのは「四．二分の五．八」と、「当該年度の法人事業税の収入見込額」とあるのは「当該年度の法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度に納付される法人事業税の決算額の総額に対する当該年度の前々年度の十月から二月までに納付される法人事業税の決算額の割合に一を加えた率を乗じた額」と、「百分の七．七」とあるのは「百分の三．四」と、「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」と、「六分の六．三」とあるのは「十五．七分の八．九」と、「従業者数」とあるのは「市町村民税の法人税割額」とする。